

様式第 1 号（第 3 条関係）

6 松（ス）第 862 号

令和 7 年 2 月 1 9 日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和 6 年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和 7 年 1 月 10 日付松監第 55 号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 スポーティングシティ推進課	所管課等長氏名 丹生谷 泰生
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
北条スポーツセンター・北条体育館 ①貸付備品の管理について 指定管理者への貸付備品について、貸付備品を規定した基本協定書の「別表 2」、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致が見受けられた。 貸付備品については、「別表 2」として基本協定書に記載することとされており、市の財産を貸し付けるという重要な事項であることから、担当課においては、数量が不一致となっている理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定や備品台帳について適正な整備を図られたい。 ②事業報告書等の提出について 基本協定書第 28 条に規定されている四半期別報告書について、毎四半期終了後 15 日以内を期日として提出することとされているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。 事業報告書等は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、担当課においては、四半期別報告書が遅れている理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定書に基づき期日までの提出について指導されたい。	北条スポーツセンター・北条体育館 ① 貸付備品の管理について 備品自体が無いものについて、廃棄処分の手続きを講じ、適正な備品の管理に努めている。数量の不一致は、施設から廃棄等の報告を受けた当課がシステムへの入力を失念していたものです。 今後は、適切な備品管理を維持していくため、備品の異動があれば、速やかに適切な処理を行うよう改善する。 ② 事業報告書等の提出について 事業報告書等の提出について、期日厳守の認識が薄れていたことが原因と考えられるため、指定管理者に期日までの提出を徹底するよう指導した。 今後は、当課からも期限のアナウンスをする等、基本協定等に従い、適切な事務処理に努める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

松（道後）第 1 1 1 号

令和 7 年 2 月 2 7 日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和 6 年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和 7 年 1 月 10 日付松監第 55 号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 道後温泉事務所	所管課等長氏名 杉村 幸紀
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・椿の湯 ・貸付備品の管理について 指定管理者への貸付備品について、基本協定書の貸与備品一覧（「別表 2」）、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致や、施設で使用する備品が基本協定書の貸与備品一覧に記載されていない状況が見受けられた。また、館内展示品の一部が備品台帳に登録がなく、それにより基本協定書の貸与備品一覧に記載されていない状況も見受けられた。 貸付備品は、別表として基本協定書に記載することとされており、市と指定管理者間で備品の共通認識を図るためにも、担当課においては、数量の不一致や基本協定書への記載漏れ、備品台帳への登録漏れが生じた理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定や備品台帳について適正な整備を徹底されたい。	道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・椿の湯 ・貸付備品の管理について 今回の指摘を受け、下記のとおり検証を行った。 1. 基本協定書の貸与備品一覧、備品台帳並びに備品の数量の不一致の理由は、①指定管理者が購入し、基本協定書に基づき、市に寄付すべき備品について、指定管理者からの届け出がなかったこと、②施設間での備品の異動について、適切な手続きが出来ていなかったことである。 2. 館内展示品の一部が備品台帳に登録がなく、基本協定書の貸与備品一覧に記載されていない理由は、別館 飛鳥乃湯泉建設時に設置した展示物の備品登録が適切に行われていなかったことである。 上記 1、2 の検証を行い、改善に向け、市と指定管理者で、指定管理対象施設内の備品の調査を行い、指定管理者から提出漏れがあった備品の廃棄・移転・寄附についての報告を受け、適切な手続きを行ったほか、登録漏れの備品登録を行うなど、備品台帳の整備を行い、令和 7 年 2 月 5 日付で、令和 6 年度年度協定の一部（貸与備品一覧）の変更を行った。これにより、貸与備品一覧、備品台帳及び備品を一致させた。 今後は、貸付備品を含め、全体の備品を適正に管理していく。